

フランスにおける批准前の条約の合憲性審査について(1)

大藤（原岡）紀子

はじめに

今日、国際社会で扱われる問題は複雑化し、具体的に個人の生活に深く関わるものになっている。また、その目的の実現にあたって、国家間の協力、相互依存関係が緊密になり、国内社会と国際社会との調整の問題が益々重要な課題となってきている。このような状況の下で、法的にまず問題となるのは、やはり国内憲法と条約との関係であろう。条約は、ともすれば憲法の国民主権原理にさえも抵触するような内容を規定する。また、憲法に明確に反する領域、憲法の空白の領域にも容赦なく踏み込んでいく。そうした時、国家はいずれも憲法政治的な選択を迫られることであろう。それが避けられない選択であるとするならば、一体一国のいかなる機関がいかなる手続によって、どのような方法でどの様な選択の手段を提示するのか。またその選択が主権者の意思に合致するためにはどうすれば良いのかを再検討することが、このような問題の解決に重要な一歩となるのではなかろうか。ところですでに四半世紀あるいは半世紀前より、憲法と各種法令との間に矛盾が生じないために、多くの国で合憲性審査が憲法上設けられている。この審査手続が、今日の社会にあって、どの様に機能し、いかなる意味を持つものであるか。本稿は、その研究の一端となることを目的とする。

現代フランス憲法においては、日本のような付随的合憲性審査が設けられるのではなく、条約について、その形式的な効力発生以前、批准以前の合憲性審査が明文で認められている。¹⁾すなわち「国際条約および協定」に関する憲法第VI編の第54条は、「共和国大統領、首相、いずれかの議院の議長により請求された憲法院が、国際規約が憲法に反する条項を含むと宣言した場合、それを批

准し、または承認する権限は、憲法の改正の後にのみこれを行使用することができる」と規定する。この条文は、間接的に憲法院という特殊な機関による批准あるいは承認前の条約の合憲性審査権を定め、その審査請求権を共和国大統領、首相、両議院の議長のいずれかの四名に認めるものである。また、同時に憲法院が、「憲法に反する条項を含む」と判定した場合の憲法改正の可能性をも定めている。但し、この憲法改正は、義務ではなく、憲法改正案を提出するか否かという大統領もしくは議会議員の政治的選択に委ねられている。⁽²⁾

1992年4月9日、憲法院は、この憲法第54条に基づき、マーストリヒト条約に関して判決を下している。

この判決は、批准前の条約の合憲性審査の内容に関連して、初めて条約が「憲法に反する条項を含む」と判示した例であると同時に、その意味でそれまでの判決で拡大されつつあった国民主権の「制限」に一定の限界を施すものとなった。

そしてこの判決に従って行われた憲法改正、およびそれらに関連して下された憲法院の判決は、この憲法院の批准前の条約の合憲性審査権の手続、その権限の範囲にも影響を与えることとなる。

以下、今回は、フランスにおける批准前の条約の合憲性審査の手続に関して(I)、および審査の内容として、国民主権原理との関係において、幾つかの判決の事例をあげるにより(II)、フランスの批准前の合憲性審査の概要を紹介することに重点を置く。

1. 批准前の条約の合憲性審査の手続

A. 第54条に基づく手続

第54条に基づく批准前の条約の合憲性審査は、1992年6月の憲法改正以前には、マーストリヒト条約に関する1992年4月9日の判決(92-308DC)を含めて、過去に四つしか例がない。初めての判決は、1970年に、首相の請求により、ヨーロッパ共同体議会の財政権限を拡大する条約、およびその固有の財政資源を強化する共同体の閣僚理事会の決定について行われたものである。第二の判決は、1976年のヨーロッパ議会の普通直接選挙に関する共同体理事会の決定についてである。第三の判決は、1985年の死刑を廃止するヨーロッパ人権条約の附属議定書に関するもの、そして第四は、1992年の、ヨーロッパ統合に関する

いわゆるマーストリヒト条約に関連するものである。後の三つの裁決は、いずれも共和国大統領の請求に基づくものである。これら四つのうち、憲法に反する条項を含むと判断されたのは、1992年の裁決が初めてであった。ところで、この裁決の後に行われた憲法改正により、第54条に基づく憲法院への審査請求権が、従来の共和国大統領、首相、いずれかの議院の議長の名の他に、1974年に改正された第61条2項の場合と同じく、新たに60名の国民議會議員もしくは元老院議員に認められた。そして1992年9月2日、早速60名の元老院議員の請求により、第54条に基づくマーストリヒト条約に対する第二の裁決(92-312 DC)が下されている。⁽³⁾

第54条は、従来、四名に憲法院への審査請求権を認めていた。共和国大統領、首相、両議院の議長である。理論的には、これら四名への請求権の容認は、執行権と立法権の代表者たる人物に対するものであって、両権力の抑制均衡が計られたものと考えられる。しかし、実際には、すでに述べたように、憲法改正以降の例を除けば、同条に基づく審査請求は、首相による一例の他はすべて共和国大統領による請求となっており、執行権により独占されているのがその実態である。

この第54条の請求権者は、憲法制定過程において、何の議論もためらいもなく、第61条2項の請求権者がそのまま取り入れられたものである。第61条2項は、通常法律の合憲性審査に関する規定である。しかし法律の制定に関しては、その発案権の多くが執行府により行われている問題を別とすれば、主役は、立法府である。これに対し、第54条の規定は、条約に関する規定なのであって、その合憲性審査の請求権までが、条約の交渉、締結権を有する執行府に握られており、実質上独占されているのは、外交政策分野において、議会による民主的統制が必要であると見なす立場からは、あまりに権力の偏りがある。

1974年、法律の合憲性審査に関する第61条第2項について憲法改正が行われ、それぞれの議院60名の議員に審査請求権が拡大された。これに対して、第54条については、改正されないまま残されたことに、批判が向けられていた。⁽⁴⁾そして漸く、1992年のマーストリヒト条約批准に先立つ憲法改正により、第54条についても、第61条2項同様、両議院の60名の議員に請求権が認められることとなったのである。このマーストリヒト条約批准に伴う憲法改正は、政府案では、その条約批准にあくまで必要な範囲内でのみ考えられ、コンセイユ・デタ

で幾つかの修正を受けた後、憲法改正案は議会に回された。第54条に関する改正は、その議会で、第74条に関するものと共に付け加えられ、採択されたものである。⁽⁵⁾

(i) 第54条の請求権者に纏わる憲法改正

1992年4月9日、憲法院がマーストリヒト条約に関する裁決で、同条約が憲法に反する条項を含むと判断した後、政府は、早速具体的な改正作業に着手し、4月14日には、憲法第39条に基づいて、コンセイユ・デタに改正案を提出している。そしてそれは、4月22日、「ヨーロッパ統合の編を憲法に加える」共和国大統領の憲法改正案として議会に送られている。

ところで6月5日、マーストリヒト条約の署名国の一つであるデンマークで、国民投票の結果、その批准が否決されるという事件が起こった。この事件に基づき、元老院の第二読会で不受理の動議 (motion d'irrecevabilité) がRPRの議員、Paul Masson氏により提出されている。条約の12の加盟国のうち一国でも批准が成立しない場合には、条約は無効になると考えられたからである。この動議は、主にRPRの議員、および共産党議員により支持されたというが、結局196対120で否決された。共産党グループより提出された却下の動議も200対77 (棄権96) で否決されている。⁽⁶⁾

デンマークの批准否決で中断された議論が再開された後、6月11日、第54条に関連する修正案が突然提出された。それは憲法第61条2項に対してなされた1974年の改正同様、60名の国民議會議員および60名の元老院議員に、共和国大統領、首相、両議院議長と並んで、条約の合憲性審査について憲法院への請求権を認める修正案である。

また実はこの修正案に続いて第二の修正案が提出され、第54条にいう国際規約に、共同体機関の行為を含めることが提案された。それは共同体機関の行為を憲法院の合憲性審査に服させることを目的としたものであったが、条約に明示的な規定がある場合を除いて、それらの行為は、加盟国の承認を必要としないのが原則であるため、この第二の修正案は無効となった。このような修正案は、共同体機関の行為の最終的な裁判機関としてヨーロッパ共同体裁判所しか認めない共同体の条約の原則にも相反するものである。

元老院第二読会で突然現れた第54条に関する改正は、初めの修正案のみが、

国民議会第二読会で採択されることとなり、388対43(125名のRPR議員が棄権)で可決されたのである。

続いて、憲法第89条第3項の規定に基づいて、6月23日、共和国大統領の召集によりヴェルサイユで国会(Congrès)が開かれた。そこでも法案は、592の賛成票を得て、有効票の3/5の多数(399)を十分に獲得し(賛成592, 反対73, 棄権14), 可決された。

法案は25日に公布され、「憲法に『ヨーロッパ共同体およびヨーロッパ統合について』と題する一編を加える1992年6月25日の憲法的法律第92-554」となった。第54条に関する規定は次のようである。

『第54条—共和国大統領, 首相, いずれかの議院の議長, または60名の国民議会議員もしくは元老院議員の請求により, 憲法院が国際規約が憲法に反する条項を含むと宣言した場合, 当該国際規約を批准し, または承認する権限は, 憲法の改正の後にのみこれを行行使することができる。』

この改正により、初めて第54条に基づく憲法院に対する請求権は、第61条と同一の主体に帰属されることとなった。議員による請求が認められたことで、第54条の審査そのものの性質が変わることが予想される。すなわち共同体機関に固有の財政権を認めたり、ヨーロッパ議会構成員の普通選挙を認めたり、死刑制度を廃止し、共同体市民に地方選挙の投票権を認め、ヨーロッパ内の金融制度の統一化を規定することは、元来であれば、直ちに世論を分断するような論争を呼び起こす性質のものであろう。執行府による憲法院への請求は、そうした状況を避け、問題の国際規約を成立させるために、少なくとも法律上の批判だけは確実にかわし、反対派の浮上を抑さえる目的を持っていたと思われる。そして、議会での議論が始まる以前に憲法との整合性という法律上の論争に決着をつけ、国際規約の批准にできるだけ早く漕ぎ着ける手段として用いられていたと考えられるのである。⁷⁾しかし今回の改正で議員による審査請求が認められたことで、反対派議員が憲法院に請求する道が開かれたことになり、それが十分に機能する限りにおいて、今後は第54条を通じて国際規約の合憲性がより実質的に問題にされることとなろう。

(ii) 請求の時期

請求権者が拡大された第54条の手続に基づいて、一体それらの者が何時その

請求を行い得るのか、という請求の時期が次の問題となる。

請求は、これまでの事例では、署名後、批准、承認法案可決以前に行われている。

請求を行い得る最も早い時期は、その条約が締結、署名された時である。すなわち、第54条は「国際規約 (engagement international)」について規定しているが、この文言は、すでに約束事 (engagement) があること、従って、当事国同士、交渉の結果の取り極めがあることを想定していると考えられる。

請求を行い得る最も遅い時期については、議会で批准または承認を認める法案が採択される以前である。これは第54条が、憲法院が「憲法に反する条項を含む」という判断を下した場合、議会における批准、承認行為以前に、憲法が改正される必要を述べていることの当然の論理的帰結である。議会において条約、協定の批准、承認法が可決された後のことは、後に述べる憲法第61条2項の領域となる。

共和国大統領により請求された1976年のケースと1985年のケースにおいては、政府法案が議会の審議にかけられることが示唆された後、しかしそれが議会に提出される以前に憲法院に請求された。1976年の場合には、12月3日に憲法院が公式に審査請求され、12月の29、30日に裁決が出されている。国際規約(1976年9月20日)の承認を与える政府法案が実際に議会に提出されたのは、翌年の5月末になってからである。1985年の場合には、憲法院は、4月24日に請求され、5月22日に裁決を下している。そして30日に政府は国際規約の批准を与える法案を議会に提出しているが、それが国民議会によって採択されたのは、12月に入ってからのことである。この国際規約が署名されたのは、1983年4月28日であるから、署名の後、2年を経て憲法院に審査請求され、更に議会に批准法案が提出されてから批准が成立するまで7ヶ月程を要したことになる。1992年のマーストリヒト条約(同年2月7日署名)に関しても、共和国大統領により、3月11日に憲法院に審査請求され、裁決が下ったのは4月9日であり、批准が国会で可決されたのは6月23日である。

すでに議会において批准、承認を認める法案の審議が始まっている場合はどうであろうか。事例として上げられるのが、首相により請求された1970年裁決の場合である。憲法院に正式に審査請求された6月11日、すでに法案は、議会に提出(1970年5月13日)されてから一ヶ月程経ち、また、外務委員会におけ

る実質的な審議も始まり、同日法務委員会にも意見が求められていた。国民議会規則第129条の規定により、条約の批准に関する法案の審議中に憲法院に審査請求が行われた場合には、直ちに審議は中断されなければならない。そしてその立法手続は、憲法院が条約が憲法に反する条項を含まないと判断した後のみ再開される。憲法院は、1970年のケースでは、請求後8日のみの審査期間を経て裁決を下している。続いて議会での審議の再開の際、6月23日、緊急宣言(déclaration d'urgence)^⑧が出されたため、それぞれの議院の審議は、一つの読会に限られ、法案は、6月29日の元老院における可決で早くも最終的に成立し、7月8日に公布され、9日に官報に掲載されている。憲法院への請求の後、実に20日足らずの間の駆け足の批准成立である。この1970年のケースなどは、特に、憲法院への合憲性審査請求が、批准成立を早期に達成するための執行府の政策的手段として用いられている疑いが濃い。

この国民議会規則第129条の規定は、国民投票の手続の場合にも援用されるのであろうか。第129条は、一般的な原則を定めた規定であるという立場からは、立法手続の場合にも、国民投票の場合にも、区別なく適用されるべきだとされる。また、法の一般原則の下において、裁判による救済は、法に明記されている限りにおいて他の手続を停止させる効力を有するという立場からは、議会規則の規定がある立法手続の場合には、審議は中断されるが、国民投票の場合には、明示的な規定がないため、投票の手続の中断はできないとされる。Luchaire氏によれば、いずれにしても合理的な期間内に請求が行われる必要があるという。もし憲法院が国民投票の結果が宣言される以前に裁決を下すことができないのであるならば、適正に行われた人民による決定(le verdict populaire)は、覆されることを得ないのであるから、憲法院は、自ら裁決を下す権限が失われたことを表明すべきであるとする。しかしその場合でも、国民投票が否決の結果を出した時には、憲法院は憲法第60条に基づき、投票の適正を審査する際に、最後の瞬間における憲法院への請求が適正でなかったとすれば、国民投票の適正を害するものであると宣言できるものと考えられている。これに対して、合理的な期間内に憲法院に対し請求が行われ、合理的期間内に、国民投票にかけられている条約が、憲法に反する条項を含むという裁決が下された場合には、共和国大統領は、直ちに投票手続を中止する法的義務を負うのである。^⑨

以上のような長い請求期間の設定は、議會議員に請求権が認められていなかった時期に、請求権者、ななわち執行府である共和国大統領および首相に、様々な状況に応じて、条約、協定の批准あるいは承認というその目的に適うように技巧を凝らす機会を与えるものであるという点が指摘され、批判されていた。⁽⁴⁰⁾ 議員に請求権が認められたことで、このような執行府に有利な運用にも歯止めがかかることが期待される。

(iii) 憲法第11条との関係における義務的請求

憲法第11条は、「共和国大統領は、・・・憲法に反することなく機関の機能に影響を与えるような条約の批准を承認する・・・すべての政府提出法案を国民投票にかけることができる」と規定している。この規定は、憲法に反する条項を含んでいると考えられる条約については、国民投票にかけることを禁止するものであると解することができる。

そうした立場からは、第11条に従って、国民投票にかけるためには、事前に第54条の手続により、問題の条約が違憲の条項を含んでいないかどうか、あらかじめ憲法院の審査に服していなければならない、ということになる。

このような解釈を取らないものにとっては、共和国大統領は、第54条の手続によらず、国民投票によって、条約の批准の可決を決定すると同時に、国民投票は、仮に条約が違憲の疑いのある条項を含んでいた場合には、間接的に憲法改正の意義を持つことになる。

憲法制定過程における議論は、第一の解釈に与していたようである。コンセイユ・デタにおける政府委員R. Janot氏は、「仮に大統領が、憲法に反する規定を含む条約に直面した時、・・・憲法は、明らかに第49条〔現行憲法第54条〕の手続を踏む義務を大統領に課すものである」と述べている。⁽⁴¹⁾

1992年のマーストリヒト条約の際には、批准が、議会の審議によるか（憲法第89条の手続）、国民投票によるか（憲法第11条の手続）が明確には定められないまま、憲法院に大統領により審査請求されている。大統領は、当初は議会の手続によるとしていたが、1988年3月7日の時点では、「人民により確立され、承認された慣行は、今後、第89条と共に憲法改正の手段の一つであると考えられる。ただし第11条は、慎重に、その起草において、条文の数が少なく、単純なものについて用いられるのでなければならない。さもなくば、フランス

人民の考えは、大掛かりな議会の審議により明らかにされることが望ましいであろう」と述べている。明確に国民投票による批准の方式を取ることが定められたのは、デンマーク人民による批准拒否の事件があった6月5日以降、すなわち憲法院の審査がすでにかなり以前に終わっていた段階においてであった。

(iv) 裁決までの審査期間

憲法第61条第3項には、組織法、通常法律の合憲性審査の裁決は、1ヶ月の期間内に下されなければならない、また、政府の要請により、緊急を要する場合には、この期限は、8日となる旨規定されている。条約の合憲性審査に関してはどうか。第54条には、同様の規定はない。

1958年11月7日の憲法院に関する組織法には、「合憲性審査の宣言」と題する章が設けられており、その第19条は、「判断は、・・・憲法第61条第3項に定められた期間内に行われる」と定めているが、これは、あくまでも組織法、通常法律の合憲性審査に関するものであって、条約に適用されなければならないものではないと解することができる。しかし同章の第18条は、憲法第54条にも言及しているため、第19条の規定も法律の合憲性審査の場合に限られず、条約の合憲性審査にも適用されるという解釈も成り立つのである。

では、政策論的にはどうか。そもそも、組織法、通常法律の合憲性審査に、このような裁決の期限が設けられたのは、すでに成立した法律の公布、または議会規則の適用をあまり長引かせることがあってはならないという配慮があったからである。第54条に基づく条約の場合には、問題とされているのは未だ批准、承認されていない、条約案についてであり、そうした配慮が行われなければならない理由はない。

実際、ある条約案の合憲性審査の際に、関連する共同体条約の解釈が問題になった際、その旨の規定がある場合に、ヨーロッパ共同体裁判所（CJCE）に対して先決問題として、その条約の解釈に関する判断を求めるために移送されなければならないはずであるが、1ヶ月（ないし8日）の期間にそのような手続を踏むことは、極めて困難であろう。

このように、条文の上でも、政策論的にも、また実際上の問題からしても、必ずしも十分な根拠を有するものではないにも拘らず、憲法院は、条約の合憲性審査について、第61条3項の規定を援用し、審査期間が、法律の場合と同様、

1ヶ月ないし、緊急の場合には、8日であると見なしているようである。

まず、ヨーロッパ共同体固有の財源に関して、第54条に基づいて初めて請求された、1970年の審査において、憲法院は、首相の緊急を要する旨の要請に基づき、8日の内に裁決を下している。

ヨーロッパ議会の普通直接選挙に関する次の1976年の事例においては、憲法院の長であるRoger Frey氏の要請に基づき、大統領は、第54条に基づく憲法院への公式な請求を遅らせているが、その要請の理由は、この事件に関連して生じる数多くの複雑な問題を、1ヶ月の短い期間で処理することは、困難であるというものであり、審査期間が制限されることについて、公式に認める結果となってしまった。⁽¹²⁾ この時、将来憲法院に審査請求する意思があることを大統領がFrey氏に表明したのが、1976年11月5日であり、正式な請求が12月3日、裁決が下されたのは、29-30日である。従って、実質上は、2ヶ月弱の期間があったわけであるが、形式的には、28日で裁決が下されたことになる。

第3番目の死刑廃止に関する1985年の裁決では、29日の審査期間であった。1992年のマーストリヒト条約を巡る裁決の際も、1976年の事例の場合と状況が似ている。すなわち、正式の請求は、3月11日、裁決は、4月9日であるから、ぎりぎり1ヶ月が経過する2日前にあたる。しかし、実際上は、マーストリヒト条約の署名が行われたのは、2月7日であったが、この署名以前の段階において、すでに大統領は、条約の批准には、憲法の改正が必要である旨表明していた。すなわち、1992年1月10日、パリ、シャイヨー宮で行われた「ヨーロッパに向けての国際的な集い (Rencontres internationales pour l'Europe)」において、大統領は、「条約の批准は、調整の後に提案する心積もりである。すなわち、二点に関して、憲法改正が必要であると考え。第一に、フランスの外国人、ただし共同体の外国人の地方およびヨーロッパ選挙の際の投票権に関して。第二に、主権の委譲に関してである」と述べている。この事実を加味すると、憲法院が裁決を下すまで、問題に取り組む期間は、3ヶ月あったことになる。⁽¹³⁾

1976年および1992年の事例は、通常の場合は1ヶ月、緊急の場合は8日という期限は、第54条に基づく条約の合憲性審査には、現実的ではないことを表している。また、他の事例においても、取り扱われている条約の法的問題の重要性を考えても、すでに議会において採択され、少なくとも建て前では十分な論

議が行われていることが予想される法律の場合に比べ、短すぎるという批判も尤もであるように思われる。

B. 第61条2項に基づく手続

フランスにおける条約の批准前の合憲性審査は、憲法上明文の規定のある第54条の手続と並んで、実はもう一つの手続によっても行われている。それが憲法第61条第2項の手続である。

第61条2項は、「〔合憲性審査という〕同様の目的で、法律は、その公布前に、共和国大統領、首相、国民議会議長、元老院議長または60名の国民議会議員もしくは60名の元老院議員によって、憲法院に付託することができる」と規定しているように、従来は、通常の法律の合憲性について定めたものであった。しかし、この規定に基づいて、「条約の批准、あるいは協定の承認に関する法律」の合憲性審査という形式を通じて、実質的には、その内容である条約あるいは協定の合憲性審査も行われるようになったのである。その主な動機は、同項の手続において、議員による審査請求権が認められたことであった。

実際に、第61条2項に基づいて、条約の批准または承認を与える法律の審査が行われた例は、1978年4月29日の裁決(78-93DC)、1980年7月17日の裁決(80-116DC)、1989年1月17日の裁決(88-247DC)、1991年7月25日の裁決(91-294DC)、そして1992年9月23日の裁決(92-313DC)である。⁴⁰

(i) 議員による合憲性審査請求権

1974年10月24日、憲法改正が行われ、憲法第61条に関連して、「60名の国民議会議員もしくは60名の元老院議員」による請求権が新たに認められた。妊娠中絶法に関する1975年1月15日裁決(74-54DC)⁴¹は初めてその議員の請求に基づいて行われた事例である。この議員の請求は、どのような形式の下で行われるのか。組織的政令第18条は、「議員の請求により、法律が憲法院に付託される時、憲法院は、全体として少なくとも60名の国民議会議員か、60名の元老院議員の署名を含む一つまたは複数の書面により請求される」と規定している。また、その請求の時期については、組織法に規定はないが、公布が行われる以前と考えられている。特に議会の少数派による請求は、60名の署名を集めることが、時間を要する行為であるので、憲法第10条が、「共和国大統領は、最終的

に採択された法律の政府への移送の後、15日以内に法律を公布する」としている他、請求の時期には特に制限が設けられていない。実際には、財政法に関する請求は、24時間以内に行われ、妊娠中絶法に関する請求は、それより早く行われている。

(ii) 同条に基づく条約の合憲性審査

憲法第61条2項の規定に基づいて、国際規約の批准または承認を認める法律の合憲性の審査請求ができるか否か、国際法学者の学説は、明確にこれを否定していた。⁽⁴⁶⁾ その論拠は、次のようなものである。

第一に、「議会により採択され、共和国大統領に条約の批准権を与える法律は、名ばかりのものであって、・・・批准法と不適切にも呼ばれているところのものは、法律の形式における単なる承認行為にすぎない」。ここでは、「法律」という名前を有することを別とすれば、批准、承認を与える法律は、通常法律とは、内容の上でも、手続的にも異なる性質のものである。その内容については、通常法律と異なり、いかなる新たな法的規範も規定しない。また手続的にも、条約の発案権は、政府に限られているし、議会はその審議において、いかなる修正も行うことができない。

第二に、通常法律の合憲性審査と、条約の合憲性審査とは、憲法上明確に区別されているのであって、条約の合憲性審査は、第54条の手続に限られ、第61条2項の手続と混同されてはならない。

この立場からは、第61条2項の手続は、「真の」法律、すなわち実質的意味の法律のみを対象にするのであって、批准、承認を与える形式的な法律を通して、条約の合憲性審査は行い得ないことになる。

(iii) 1976年12月29-30日の裁決による容認

上記の解釈を、憲法院は取らないことが、第54条に基づいて下された、ヨーロッパ議会の普通直接選挙に関する1976年12月29-30日の裁決(76-71DC)⁽⁴⁷⁾により明らかとなった。それは、第4番目の裁決理由において、新しい条約につき、第VI編と並んで、第61条の適用があり得ると見なす、以下のような文言から類推できるものである。

「すべての〔議会の権限の〕移転は、第VI編〔第54条を含む条約および国際協

定に関する編]における条文および憲法第61条の適用が予想されるところの条約の新たな改変の結果としてのみ認められる。」

付随的な形でこのような第61条2項に関する拡大解釈の背景には、憲法院の合目的配慮があったと言われている。すなわち、すでに述べたように、憲法第61条2項に関しては、すでに権限を有する共和国大統領、首相、いずれかの議院の議長に加えて、1974年10月29日の憲法改正で、60名の国民議会議員ないし60名の元老院議員に法律の合憲性審査の憲法院への請求権が認められている。ところが、この1974年改正の際には、第54条の請求権者は問題にされず、改正の対象とはならなかった。それは、すでに見た、憲法制定過程において、第54条に関して、請求権者を定める際、何等詳しい議論もされることなく、第61条2項と同一の人物が持ち出されている事実からは、不可解である。憲法制定過程で、コンセイユ・デタの憲法委員会草案が、「[現行憲法第61条に相当する]第58条に列挙された権力の一つにより審査請求された憲法院」としていた文言が、「この権力機関のリストは非常に短い」という理由のみで、「共和国大統領、首相、またはいずれかの議院の議長により審査請求された憲法院」という列挙方式に入れ替わったことで、不当にも、1974年の改正の際、第54条についても改正を行うことがすっかり忘れられてしまったと言われている。⁽⁹⁹⁾ このように、1976年裁決の裁決理由における第61条の手続への突然の言及は、1974年憲法改正における請求権者に関する不当な脱落点を補う意味を持っていたのである。

この1976年裁決(76-71DC)以来、これまでのところ、第61条2項に基づいて行われた条約の批准または承認を認める法律の合憲性審査は、五つである。国際通貨基金(FMI)の地位の修正に関する1978年4月29日の裁決(78-93DC)⁽¹⁰⁰⁾、仏独間の法的相互扶助についての条約に関する1980年7月17日の裁決(80-116DC)⁽¹⁰¹⁾、職業復帰および障害者の雇用に関する国際労働機関条約第159条についての1989年1月17日の裁決(88-247DC)⁽¹⁰²⁾、1985年6月14日のシェンゲン協定の適用に関する1991年7月25日の裁決(91-294DC)⁽¹⁰³⁾、およびマーストリヒト条約に関する1992年9月23日の裁決である。

またこれらの合憲性審査は、議員による請求に独占されている。このことは第54条による手続が、これまで執行府側が条約に対する異論を排除する目的で用いられていたのに対抗して、第61条2項による手続が、執行府の条約締結権に対する議会側の牽制手段としてある程度機能していたことが伺われる。しか

し、これら五つの裁決は、いずれも合憲の裁決であることを見ると、その機能は、必ずしも十分であるとは言い難い。

(iv) 憲法院の判例に見る「法律」の形式的概念

憲法院が、上述のように条約の合憲性審査を第54条の手續に限る説を取らず、1976年12月29-30日の裁決により、条約の合憲性審査について、第61条の手續を認めたのは、法律の概念について、様々な裁決を通して、形式的な基準を採用していたためであることが指摘できる。

例えば、憲法院は、1962年11月6日裁決(62-20DC)⁽²⁰⁾において、「国民投票により人民により採択された法律は、国民主権の直接の表明であり」、「憲法が第61条において対象とする法律は、議会により採択された法律に限る」とする。また、1960年8月11日裁決(60-8DC)⁽²¹⁾においては、第61条2項の手續により、通常法律とは、性質の異なる財政法に関して合憲性審査を行い得ることを黙示的に認めている。更に、1976年12月29-30日裁決(76-71DC)の直後、1977年1月12日裁決(76-72DC)⁽²²⁾において、憲法第38条に基づく委任法の合憲性を、それが議会により採択されたという事実のみを根拠に、第61条2項の手續により審査している。この様に、第61条2項により、合憲性審査を行い得るのは、「議会により採択された法律に限」られているが、その要件さえ満たしていれば、いかなる名称、対象、法的性質を有するものであっても問題ではないと考えられているようである。

その後、1978年4月29日の裁決(78-93DC)で、国際通貨基金(FMI)に対するフランスの分担金を増額することを承認する法律について、合憲性審査を行うことを初めて認めている。ただしこの時は、形式的には、「国際規約の承認に関する法律」ではなかった。条約、国際協定に批准、承認を与える法律に関して、名実共に初めて合憲性審査が行われたのは、1980年7月17日の裁決(80-116DC)であり、それもやはり議員の請求によるものであった。

(v) 審査の対象

1976年裁決(76-71DC)においては、第61条2項による条約の合憲性審査が認められたと理解できるものの、その審査の対象が、文字通り、「国際規約の批准、承認を認める法律」そのものの合憲性審査に限られるのか、または同時に

問題の条約の内容の合憲性審査をも行い得るのかは定かではなかった。

刑法についての法的相互扶助を定めた仏独間の条約に関する1980年7月17日の裁決(80-116DC)は、その意味で、重要な意味を持つ。この事件に関して請求を行ったのは、共産党の国民議会議員であったが、議会で数日前に採択された、この条約の批准を認める法律に関して請求を行ったのではなく、条約自体の条文が憲法に違反することを憲法院に対して申し立てたのである。請求の文面は、次の通りである。

「憲法第61条の規定に従い、我々は、憲法院に対して、法的相互扶助に関する仏独条約を付託する光栄にあずかるものである。」

もし形式にこだわるのであれば、このような条約そのものの合憲性を問題にするような請求は、憲法第54条の手続によってしか行い得ないので、請求を却下しても良かったはずである。しかし、憲法院は、こうした文理解釈に従った形式的な措置を選ばず、請求に用いられた用語の上で、不正確な点はあるがここでは、実際は、議会が採択したところの、協定を承認する法律に対する合憲性が問題にされているものとして扱い、請求を受理しているのである。

II. 条約の合憲性に関する裁決例

A. 国民主権原理との関係において合憲と判定した裁決

ここでは、特に国民主権との関係が取り扱われ、しかしそれに反しないと判断された第54条に基づく最初の三つの裁決および第61条2項に基づく1991年の裁決の内容を概観したい。

(i) 1970年6月19日の裁決(70-39DC)⁽⁶⁶⁾

1957年のヨーロッパ経済共同体条約、通称ローマ条約は、一定の期間に共同体の支出を、初めは加盟国の給付金に頼る方式から、共同体独自の財源により賄う方式に転換していくことを規定していた。

1970年4月21日、この転換を実現する目的で、加盟国代表の全員の一致により、理事会は、1975年までの転換期に、加盟国の自発的給付金制度から、各加盟国において徴収された農業税、関税、TVAの一部を中心とする固有の財源に、暫時的に変えていくことを目的とする決議を採択した。

そして翌1970年4月22日、各加盟国は、議会の権限を拡大するために、共同

体内部の財政手続を修正する条約に署名している。それは、議会の固有の財源を確保しようというものであったが、共同体の財政は、条約は臨時経費についてのみ、発案権を承認している。必要経費、すなわち共同体政策の執行の結果として必要とされる経費については、理事会が最終的な権限を有している。

これら4月21日の決議および4月22日の条約は、「国際規約」の性質を有し、前者は第34条に規定する法律で定める事項に関係し、後者は「国際機関に関係する」ため、政府の法案は、承認、批准を承認する法律を求めて、議会に提出された。

当時の法律委員会(Commission des lois)委員長は、Jean Foyer氏であったが、委員会は、二つの国際規約が、憲法に反するものであり、憲法を改正した後にも承認または批准されると判断した。

憲法に反するとされた理由は、二つの規約が、憲法第34条および国民主権の原理に反して、フランス議会の財政に関する権限を削減するという点である。すなわち、加盟国の自発的な給付金制度から固有の財源を確保する制度に変われば、共同体の機関により税の配分や税額が決められることになり、フランス議会は憲法第34条で規定されている「税の配分および税率」について、および「税の取り立て方式」を定める権限を失ってしまう。ところで、Foyer氏によれば、憲法第34条は、フランス領土における税金のすべてに関する議会の排他的権限を定めるものであり、それは、1789年人権宣言第14条が「市民は、直接に、またはその代表者により、公の税の必要について確認し、自由に承認し、その用途を監視し、その割り当て、配分、取り立て、期限について定める権利を有する」と規定することの帰結であるという。従って、税金について定める権限が、部分的であっても議会以外の機関に委譲されることは憲法に反するというのである。

法律委員会議長が以上のような理由で条約が違憲であると申し立てた翌日、政府は、首相の名において、問題の国際規約の合憲性について、第54条に基づき、憲法院の判断を求めている。これが第54条による憲法院の初めての審査請求である。

憲法院は、Foyer氏の議論を採用せず、結論から言えば、4月21日の決議および4月22日の規約は、憲法に反しないと判断した。その理由は、次のようなものであった。

共同体の固有の財源に関する4月21日の決議については、憲法院は、ヨーロッパ共同体を創設する1957年の条約によりすでに規定されている原則を「適用」するものでしかないとする。そして、この1975年の条約は、憲法院に言わせると、すでに効力を有するものであるので、「憲法第55条の適用の領域に属するものである」。従って、その合憲性についてはもはや審査することを得ず、1957年のローマ条約の執行に必要な規定は、それ自体もはや違憲性を問われることはないという。

ヨーロッパ議会の財政的権限に関する4月22日の条約については、憲法院は、共同体の機関同士の権限の配分を僅かに行うものでしかなく、共同体と加盟国との間における権限配分とは無関係であり、従って、国民主権の原理に反する性質の条約ではないとする。

(ii) 1976年12月29-30日の裁決 (76-71DC) ^(m)

第54条に基づく第二の裁決も、ヨーロッパ共同体法に関するものであった。ヨーロッパ議会は、当初は国内の議会により、その議会の構成員から選ばれた議員により構成されていたが、例えばローマ条約 (CEE条約) 第138条は、期限が定められることのないまま、すべての加盟国に統一された手続に従い、普通直接選挙によりヨーロッパ議会の構成員の選挙を行うために、案を作成する旨奨励していた。この案に基づいて、理事会が、全員一致でそのような選挙を保障する固有の規程を採択し、その規程が各憲法に従って、加盟国で承認されるべく、勧告することが決まっていた。1975年1月14日、議会は条約案を採択し、ローマ条約締結後、19年を経た、1976年9月20日に、理事会で全員一致の決議が採択され、附属規程と共に、1976年10月8日の共同体官報に掲載されている。その附属規程には、選挙が普通直接選挙を原則とすること、国毎のヨーロッパ議会議員の数の決定、委任の期間等が定められている。ただし、合意が得られることが難しかったため、選挙手続については、各国の定めによることとされた。

ところでこの決議の採択をきっかけに、フランスで反対意見が巻き起った。

まず、ヨーロッパ議会の普通直接選挙は、憲法第3条に反するという意見があった。第3条第1項は、国民主権が人民の代表者により行使されるとあるが、その代表者に、憲法がその旨規定していない「ヨーロッパ議会議員」を含むこ

とはできない。また、同条第3項が、「憲法に規定された条件において、選挙は直接または間接に行われる。それは常に普通、平等、秘密とする」としていることから、直接であっても、間接であっても、普通選挙は明示的に憲法に規定されている限りにおいて行い得るものである。国民議会議員、元老院議員(24条)、共和国大統領(6条)のいずれも憲法で規定されているのに対し、ヨーロッパ議会議員については、規定がないため、それを国際規約で定めることは、憲法第3条3項に反するという。

第二に、ローマ条約第138条には、「すべての加盟国に共通の手続」によりヨーロッパ議会が構成されるべきことと定められているにも拘らず、今回定められた選挙は、各国毎に行われ、結果の公表は、統一された日に行われるが、選挙そのものは、ばらばらの日に行われるなど、条約第138条に反するものであるとする。

第三に、決議により、普通選挙で選ばれたヨーロッパ議会が、共同体に固有な財政源としての、フランス人に対する税金を定めるようになると、憲法第34条に定める国内の議会に固有の権限をも侵すことになりかねない。

これらの主張に対しては、次の反論が可能である。第一の点については、憲法制定時に、憲法第3条について、もともと、「憲法に規定されている場合」という表現が、「憲法に規定された条件において」と修正されたことが指摘され得る。それにより、第3条の少し緩やかな解釈も可能になるはずである。また、ヨーロッパ議会議員の普通選挙は、憲法が規定していない問題であって、それをもって憲法に「反する」ものではないと考えることができる。また、普通選挙は、憲法上、地方選挙については全く言及されていないにも拘らず、地方選挙の普通直接制には異論がない。

その論拠は、普通直接選挙そのものに対する問題というよりも、むしろ、一度普通選挙で選ばれたヨーロッパ議会が、各国家の主権を脅かすような付属的な権力を行使することに繋がるのではないかという危機に基づいている。反対派と賛成派の論争は、新聞紙面を中心に繰り広げられ、政治的緊張が高まった。共和国大統領の憲法院への請求は、法的問題に決着をつけることで、そのような緊張をほぐすことを目的としていたと言われている。これが、大統領による、憲法第54条に基づく初めての憲法院への請求である。

裁決は、12月の29日と30日の二日にまたがって行われ、憲法に違反しないと

判断している。

裁決の骨子は、次のようなものである。第一に、ヨーロッパ議会議員の任命方法を変えることは、それ自体、共同体と各加盟国との間の権限配分を変えるような性質のもので、共同体機関内部で、特に議会と理事会との間の権限の配分を移すものでもない。決議には、権限を内容とするような規定はないのであって、従って、直接国家の国民主権を侵害するような結果には帰結しない、とする。

判断に必要な結論は、以上であったが、憲法院は、更に傍論で、将来、ヨーロッパ統合を推進するにあたって、政府が、憲法の改正なしに、どこまで規定し得るのか、という防波線を憲法院として第二の裁決理由で提示しているのが注目される。具体的な判断とは無関係の箇所であるが、この裁決の尤も重要な部分であると言われている。

憲法院は、基本的に、「主権の制限」と「主権の委譲」とを区別すべきであるとする。すなわち、「主権の制限」に関しては、「1946年憲法前文」が明示的に認めているのに対し、「主権の委譲」に関しては、「いかなる憲法的性質を有する規定も、それを認めていない」、とする。

この「主権の制限」と「主権の委譲」という区別は、一見明快に見えるかも知れないが、一体どこまでが制限で、どこからが委譲なのか、というその境界線を設定するのは容易ではなく、マーストリヒト条約の合憲性が、問題になった時、学会で盛んに批判されていた点である。

第54条の審査の範囲に関しても、1976年裁決は、新たな問題を提起している。すなわち、第54条は、「国際規約」の合憲性審査権を憲法院に与えるものであるが、今回の裁決および1970年の裁決は、通常の「国際規約」の概念で理解されるところの、条約や協定ではなく、国際機関の「決議」を問題にするものであった。これら二つの裁決では、共同体理事会における全員一致の決議の合憲性が問われている。そこから、二つの法的問題が生ずる。

第一に、この二つの裁決により、憲法院は、共同体、ひいては、他の国際機関の決議のすべてが、自己の審査の対照となると考えていると解して良いのかどうか、ということである。学説の中には、それら決議が、条約や協定同様拘束力を有することから、肯定的に解釈するものがある。しかし、断定するには、より明確にその旨述べている新たな裁決が必要となろう。

第二に、第54条の規定が、すでに述べたように、問題の国際規約が憲法に反する規定を含んでいる場合に、その批准や承認行為が、憲法の改正を条件とする、という内容のものであるため、議会の批准、承認行為を経ない、第53条に列举する事項以外を規定する国際規約については、憲法院の審査に服させることができないのかどうか問題となる。この点については、その様に解するのが、憲法制定者の意思、条文の文言の素直な解釈から言って、論理的であるとする説に対して、第54条の合憲性審査は、第53条1項の列举事項に限られないとする説が対立している。1970年裁決は、「法律事項」を定めていることを審査権の根拠としていることから、初めの説に与しているようである。しかし、今回の1976年裁決が、その形式如何によらず、政府の意思により国際規約を議会にかけることができる旨、政府によって表明されているため、⁽²³⁾ 憲法院の第54条の審査権は、この立場からは、政府の意思に依存することになり、第53条第1項の枠内に限られない。後に述べる第54条に基づく、ヨーロッパ人権条約附属議定書に関する第三の裁決は、第53条1項に明示的に列举している事項ではなかったため、その意味で、後者の説を確認することとなった。しかし、いずれの場合にせよ、政府により、議会の批准または承認を求める手続にかけられることが条件となる。第三の説として、第54条の審査権は、議会の批准、承認手続とも無関係であり、その手続の有無により制限されない、とするものがある。しかし、これも仮に認められるには、明白な憲法院のその旨の判断が必要であると解される。

(iii) 1985年5月22日裁決 (85-188DC) ⁽²⁴⁾

前二つの裁決がヨーロッパ共同体に関するものであったのに対し、1985年の裁決は、ヨーロッパ人権条約第6附属議定書の合憲性を問うものである。

1983年4月28日、フランスは、ヨーロッパ人権条約第6附属議定書に署名したが、その第1条は、「死刑は廃止される。何人も、死刑を宣告されまたは執行されない」と定め、第2条は、「国は、戦時または急迫した戦争の脅威があるときになされる行為については法律で死刑の規定を設けることができる」としている。議定書署名に当たって、この死刑廃止の規定が憲法に反しないかどうか問題になった。

そもそも死刑制度は、1982年以来、フランスでは廃止されているのであるが、

この人権条約が批准され、発効していると、国内の公権力が、将来、自由にそれを復活することができなくなり、憲法第34条および第16条に反することになるという。

憲法第34条は、「罪、軽罪、およびそれに適用される刑罰」を定める権限を立法府に与えているが、議定書が批准され、効力を有するようになると、その効力は法律に優るため、立法府は、死刑を定めることができず、その意味で、第34条の権限を行使することができなくなる。

また、第16条は、大統領が、戦時および急迫した戦争の脅威があるとき以外の事態においても、「状況に応じた必要な措置」を取ることを許しているが、その時議定書が効力を有すると、死刑を再び設置することができなくなる。すなわち、第6議定書は、第16条が予想していなかった大統領の権限に対する制限を新たに設けることとなる。

憲法院は、しかし、第6議定書が、憲法に反するものではないとして、次のように主張する。

第一に、「この協定は、条約の第65条に規定された条件の下において廃棄し得る」としている。この第65条は、国家が、発効の日から5年の後に、6ヶ月の予告期間を条件として、条約を廃棄できると定める規定である。憲法院が、第65条に言及したのは、暗黙に、条約を批准すれば、フランスは将来死刑を復活できないという主張に対し、条約を廃棄すれば可能であると答えたかったためであると思われる。

しかし、第34条との関係において、この解答では不十分である。何故なら、第34条は、議会の権限について規定するが、条約廃棄の手続は、議会の権限とは無関係のところで行われ、発案権は執行府に属するからである。従って、条約を廃棄できるとしても、第34条に規定する議会の権限が委譲されるのは避けられない。しかし、この第34条と議会の権限については、死刑制度のみならず、ヨーロッパ人権条約中の全ての規定、ひいては、すべての「立法条約 (traités-lois)」が、それに反することになる。従って、条約と第34条との関係では、第34条が、後に述べる第55条により幾らかの制限を被ると考えられている。⁽⁹⁰⁾

第二に、裁決は、「この国際規約は、国家の共和国体制の維持、国民の生活の継続、そして市民の権利および自由の保障と両立しないものではない」とする。ここでは、暗黙に、第16条からの批判に対して返答しているようである。すな

わち、憲法院は、第16条にいう事態においても、共和国大統領は、戦時および急迫した戦争の脅威がある時以外に、死刑を復活させるのは、その時の必要および国民の生活の継続の義務を考えてのことでなければならない。すなわち、憲法院は、暗黙に、平時、および第16条が想定する多少の混乱が生じた場合にも、国家の重要な利益の保障を目的とするにしても、死刑の復活が、第16条にいう、「その状況に必要な措置」であるとは考えにくいと述べているのである。第16条は、共和国大統領をして、「必要な措置」のみを取る権限を与えているのであるから、第6議定書は、その意味で、大統領の権限の範囲を修正するものではないと考えられる。

ところで、この裁決では、「国民主権の行使に重要な要件」と両立しない条約のみを違憲であると見なしている。その「重要な要件」とは、それなくしては、国家が、「共和国体制を維持し、国民の生活の継続、市民の権利および自由の保障」さえも行い得ないようなものをいうと解されているようである。このような考え方には、条約の国民主権原理との両立に関して、最小限の基準を想定していると解されるのである。

(iv) 1991年7月25日裁決(91-294DC) — 第61条2項に基づく裁決⁽³⁰⁾

1991年7月25日、憲法院は、共同体諸国の境界線でのコントロールを暫時的になくすシェンゲン協定の適用に関する条約の承認を与える法律について、第61条2項に基づく議員の請求により、合憲性審査を行った。請求は、条約は、国民主権の行使の基本的な条件を侵害し、主権の委譲、もしくは放棄をもたらすという。また、1946年憲法前文で保障されている亡命権をも害するともいう。憲法院は、この請求に基づいて、審査を行い、問題の条約は、「主権の委譲」にあたらないとして、請求を棄却している。

第一に、国境を越えた犯罪人の捜査は主権の委譲にあたらないとされている。その理由は、その捜査は一般的でも恣意的なものでもなく、国境を越えた捜査員は、国際規約により、訊問権は無く、公共でない場所に入る権限も有しないからである。

第二に、犯罪人の引き渡しは、そのことをもって、その犯罪人から国内の権利を享受する権利を剥奪する意味を持たないため、やはり主権の委譲にあたらない。

第三に、シェンゲン協定は、署名国間の情報の自由化を定めている。それは、プライバシーの侵害に繋がる規定ではないか、ということが問題にされた。これに対して、憲法院は、自由化される情報の性質が限られていること、および「個人の自由の尊重」に十分な保障を伴っていることを理由に、やはり主権の委譲にはあたらないとする。同様に、亡命希望者の名簿の交換も憲法に反するものではないと反論している。

更に、国境を越えた自由な移動も、主権の委譲には繋がらないとする。

また、国境を越えた自由な人の移動は、共和国の権限の限界を曖昧なものとし、結果として、国民主権の行使の基本的な条件を侵害するものであるとする主張に対しても人に対するコントロールが排除されるという事実のみをもって、国境が法的に失われたということにはならないと判断しているのである。

この様に、1991年のこの裁決で、憲法院は、その他の細かい論点にも逐一反論することにより、結論として、条約が「主権の委譲」あるいは「国民主権の行使の基本的な条件の侵害」、あるいはまた、「主権の放棄」を伴うものではないと判断しているのである。

(次回に続く)

註

- (1) ヨーロッパ諸国の中で、条約の付随的合憲性審査を否定し、効力発生以前に憲法との整合性を問題にする国として、他に例えばベルギー、オランダ、ルクセンブルグがある。これらの国では、議会により修正を必要とする具体的な憲法上の条項が確定された場合、議会の解散、選挙が行われた後に憲法改正手続に入るものとされている（ベルギー憲法第131条、オランダ憲法第211条、ルクセンブルグ憲法第114条）。但し、ヨーロッパ共同体法に関しては、簡略化された特別な手続が設けられている（1953年オランダ憲法第63条、1956年の憲法改正により付加されたルクセンブルグ憲法第49乙（bis）条、第37条第2項）。Michel Waelbroeck, *Traité internationaux et juridictions internes dans les pays du Marché commun*, Pédone, Paris, 1969. pp. 285-286参照。
- (2) 憲法改正が義務ではないという点から、憲法と国際法との関係では、憲法優位説に与する説が多数である。Ronny Abraham, *Droit international, droit communautaire et droit français*, Hachette, Collection PES, Paris, 1989, p.36参照。
- (3) この裁決を含むマーストリヒト条約関連の裁決については、次回で述べることとする。

(4) Patrick Gaïa, *Le Conseil constitutionnel et l'insertion des engagements internationaux dans l'ordre juridique interne, Contribution à l'étude des articles 53 et 54 de la Constitution*, Economica, Collection Droit public positif, Paris, 1991, p. 101参照。

(5) 最終的に国会 (Congrès) で採択された憲法的法律は、次のようである。
「憲法に『ヨーロッパ共同体およびヨーロッパ統合について』と題する一編を加える1992年6月25日の憲法的法律第92-554」

「国会は、次の法律を採択した。

共和国大統領は、次の内容の法律を公布した。

第1条—1958年10月4日の憲法第2条第1項の後に、次のように規定された条項を挿入する。『共和国の言語はフランス語である。』

第2条—憲法第54条は、次のように規定される。

『第54条—共和国大統領、首相、いずれかの議院の議長、または60名の国民議會議員もしくは元老院議員の請求により、憲法院が国際規約が憲法に反する条項を含むと宣言した場合、当該国際規約を批准し、または承認する権限は、憲法の改正の後にのみこれを行行使することができる。』

第3条—憲法第74条の最後の行は、次のように規定された二つの条項に置き換えられる。

『海外領土の地位は、組織法により規定され、その組織法は、とりわけ関係領土の議会の諮問の後、同様の形式により修正された、その固有の機関の権限を定める。』

『その個別の機関についてのその他の形式は、関係領土の議会の諮問の後、法律によって定義され、修正される。』

第4条—憲法第14編および第15編は、それぞれ第15編および第16編となる。

第5条—憲法に、次の様に規定された新しい第14編が挿入される。

『第14編『ヨーロッパ共同体およびヨーロッパ統合について』

第88-1条—共和国は、それを設立した条約により、その一定の権限を共同で行使することを、自らの意思で選択した国家により構成されたヨーロッパ共同体およびヨーロッパ統合に参加する。

第88-2条—相互性を条件として、また、1992年2月7日に署名されたヨーロッパ統合に関する条約に規定された方式に従い、フランスは、ヨーロッパの経済並びに金融の統合、およびヨーロッパ共同体の構成国の国境の自由化に関する規則に必要な権限の委譲に同意する。

第88条-3—相互性を条件として、また、1992年2月7日に署名されたヨーロッパ統合に関する条約に規定された方式に従い、市町村選挙における投票権および被選挙権をフランスに居住する統合体の市民にのみ認めることができる。これらの市民は、市町村長もしくは助役の職務に就任することも、元老院議員選挙団員の任命、元老院議員選挙に参加することも得ない。同様の文言で両議会で採択された組織法が、本条文の適用の条件を定める。

第88-4条—政府は、共同体の理事会への移送後直ちに、法律の性質を有する規定を含む共同体の法案を国民議会および元老院に提出する。

会期中、または会期外において、各議会の規則により定められた方式に従って、この条文の枠内において決議を採択することができる。」

- (6) この改正の詳細については, François Luchaire, "L'union européenne et la Constitution. 2e partie, La révision constitutionnelle"; RDP, 1992, p. 933 et. s. 参照。
- (7) Gaïa, *op. cit.*, p. 103.
- (8) 憲法第61条3項は、組織法および通常の法律の合憲性審査の審査期間につき、「前二項に規定された場合において、憲法院は、一ヶ月以内に裁決を下さなければならない。ただし、政府の要請により、緊急を要する場合は、この審査期間は八日となる」と規定する。
- (9) Luchaire, *op. cit.*, p. 968.
- (10) Gaïa, *op. cit.*, p. 108.
- (11) Comité national chargé de la publication des travaux préparatoires des institutions de la Ve République, *Documents pour servir à l'histoire de l'élaboration de la Constitution du 4 octobre 1958*, vol. III, La Documentation Française, 1987, pp. 316-7.
- (12) Roger Frey, in *Le Monde*, 2-12-1976.
- (13) François Luchaire, "L'union européenne et la Constitution, 1re partie, La décision du Conseil constitutionnel", RDP, 1992, p. 589.
- (14) Décision 92-313DC, 23-9-1992. マーストリヒト条約に対する請求であるが、同条約は、1992年9月20日、国民投票により批准されているので、憲法院は、次のように宣言して請求を却下している。「憲法により確立された権力の均衡に鑑みて」、憲法院が審査し得る法律とは、議会により採択された法律であって、「憲法第60条に基づき、憲法院が審査した国民投票に従い、フランス人民によって採択された、国民主権の直接の表明であるところの法律では全くない」。
- (15) Décision 74-54DC, 15-1-1975, Rec. p. 19.
- (16) Charles Rousseau, "La Constitution de 1958 et les traités internationaux", in *Hommage d'une génération de Juristes au Président Basdevant*, Paris, Pédone, 1960, pp. 463-472; Gaïa, *op. cit.*, p. 142.
- (17) Décision 76-71DC, 29/30-12-1976, Rec. p. 15.
- (18) Gaïa, *op. cit.*, p. 102.
- (19) Décision 78-93DC, 29-4-1978, Rec. p. 23.
- (20) Décision 80-116DC, 17-7-1980, Rec. p. 36.
- (21) Décision 88-247DC, 17-1-1989, Rec. p. 15.
- (22) Décision 91-294DC, 25-7-1991, Rec. p. 91.

- (23) Décision 62-20DC, 6-11-1962, Rec. p. 27.
- (24) Décision 60-8DC, 11-8-1960, Rec. p. 25.
- (25) Décision 76-72DC, 12-1-1977, obs. RDP p. 470.
- (26) Décision 70-39DC, 19-6-1970, Rec. p. 15.
- (27) Décision 76-71DC, 29/30-12-1976, Rec. p. 15.
- (28) J. O. Débats, A. N., 7-4-1976. P. 1415. Debré 氏の質問に対する政府の答え。
- (29) Décision 85-188DC, 22-5-1985, Rec. p. 15.
- (30) Abraham, *op. cit.*, p. 62.
- (31) Décision 25-7-1991, Rec. p. 91.